

報告

「原発ADRの現状」

弁護士 小野寺 宏一

原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「原紛センター」という。）による和解仲介手続（以下、「原発ADR」という。）は、19,104件の申立を受け、うち、13,666件につき全部和解に至っている（平成28年2月19日時点）。当職は、主に福島県から避難してきた被災者の受け皿となる弁護団の一員として（すなわち被災者側の代理人として）、原発ADRに関与してきた。

原発ADRにおける審理は、書面審理と電話による口頭審理によって行われるため、原紛センターがある東京に赴く例はほとんどない（なお、近日中に、東京と並行して郡山でも審理が行われる体制に移行する）。被災者の損害には、書証による裏付けが伴わないものも多い。被災者側の代理人は、実際に被害に遭わなければ語り得ない内容を詳細な陳述書にまとめ、原紛センターを説得することになるが、被災者に詳細なストーリーを語らせる心理的な負担には、細心の注意を払う必要がある。原紛センターは、事例に応じて陳述書の証明力を柔軟に評価し、被害救済の機能を果たしてきた。

もともと、原紛センターが示す和解案は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針等に依拠するものになる。中間指針等において定められた賠償基準のうち、とりわけ慰謝料は、交通事故における最低限の賠償基準であるところの自賠責基準すら下回る水準であったため、過酷な避難生活に伴う被害回復の指針としては、極めて不十分な内容であった。そのため、各地の弁護団が、福島県から各地に避難した被災者を原告とする集団訴訟を提起している状況である（いずれも第1審に係属中である）。

また、原発ADRは、交通事故ADRと異なり裁定機能がない。そのため、原紛センターが示した和解案を東京電力が受諾しない場合には、紛争解決に至らないことになる。実際、浪江町住民による集団申立案件では、平成26年3月20日に和解案が示され、その後、原発ADRから東京電力に対し繰り返し受諾勧告が行われてきたにも関わらず、本日に至るまで和解成立に至っていない。

原発ADRや中間指針は、膨大かつ甚大な被害を迅速に回復するために、一定の機能を果たしてきた。しかしながら、これによって被災者の被害回復が尽くされたものとは到底言い難い状況である。残された課題は、前述の集団訴訟をはじめとする司法判断に委ねられることになる。

原発事故によって、被災者は、生まれ育った故郷を失い、家族が分離し、晩発性の健康被害や将来の生活の見通しに不安を抱えながら、厳しい生活環境で避難生活を送ってきた。これらの被害は、有史以来誰も経験していない被害であり、金銭評価には困難が伴う。

本報告において、差額説をはじめとする従来の損害論が、多様で甚大な原子力被害を的確に把握出来るかという悩みを率直に吐露したところ、ご参加頂いた法学研究者の方々から、様々な貴重なご指摘を頂くことが出来た。

従前の想定を超える事態に直面したときには、従前の判断枠組みがどのような背景によって形成されたものであるかを認識し、その判断枠組みをそのまま維持することが妥当なのかを検討することが不可欠である。

従前の規範に事実を当てはめるのではなく、被災者が被った「損害」がどんなものであるか、実態を丁寧に裁判所に伝えることを心がけていきたい。